

事 務 連 絡
平成 26 年 8 月 22 日

青森県、岩手県
秋田県、宮城県
山形県、福島県
茨城県、栃木県
群馬県、埼玉県
千葉県、東京都
神奈川県、新潟県
山梨県、長野県
静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品中の放射性物質への対応について

食品中の放射性物質については、計画的な検査や、必要な場合には出荷制限の実施等、格段の御高配をいただいているところですが、依然として基準値を超過する食品が流通する事案が散見されているところです。

つきましては、特用林産担当課とも連携の上、関係事業者への周知・指導を行うとともに、適切に検査を実施する等、基準値を超過するものが流通することのないよう対応をお願いいたします。

なお、別添のとおり、林野庁において 17 都県特用林産担当課長あて事務連絡を発出していることを申し添えます。

事 務 連 絡
平成26年8月22日

17 都県 特用林産担当課長 殿

林野庁林政部経営課
特用林産対策室長

安全な特用林産物の供給等について

平素から、関係都県におかれましては、安全な特用林産物の供給にあたり、食品中の放射性物質の検査の実施、出荷管理及び生産者等への指導等特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、野生きのこの発生を迎える中、厚生労働省の買い上げ検査等により、基準値を超える野生きのこの流通品が2件確認されました。いずれの事案も、これまでの周知、指導が直売所や出荷者に行き届いていないことが原因と考えられます。

各都県におかれましては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部、平成26年3月20日改正）に基づき、出荷前に放射性物質のモニタリング検査を的確に実施いただくとともに、直売所や出荷者に対して、出荷制限地域の産品や出荷前検査で基準値以下であることが確認されていない産品の販売は行わないよう御指導いただいておりますが、依然として周知不徹底や誤認に起因した出荷・販売が発生しており、消費者の信頼を著しく損ねる結果となっております。

つきましては、同様の事態の再発防止のため、衛生部局や市町村と連携し、下記の事項について再度留意の上、生産者等に対する周知、指導を徹底するようお願いいたします。

記

- 1 直売所等の販売状況を確実に把握するとともに、他県を含む隣接地域の出荷制限等の状況を注視しつつ、モニタリング検査の実施回数を増やすなどにより安全性の確認を適切に実施すること。
- 2 出荷者に対しては、出荷制限等が指示されている区域の特用林産物は出荷できないこと、モニタリング検査が実施されていない場合は、出荷前検査を確実に実施することを周知徹底するとともに、生産地等の明示を要請すること。
- 3 直売所等の販売事業者に対しては、受け入れ産品について生産地や検査結果等を必ず確認し、出荷制限等区域のものは厳に受け入れを行わないよう、指導を徹底すること。

<担当>

林野庁経営課特用林産対策室

TEL:03-6744-2289、FAX:03-3502-8085

大倉正彦 (masahiko_ookura@nm.maff.go.jp)

牛尾 光 (hikaru_ushio@nm.maff.go.jp)

(参考)

出荷管理上問題となる事案

●平成26年8月13日

直売所において、基準値を超過（474Bq/kg）したちちたけが販売されたため、自主回収に着手したことを県が公表。採取者は、出荷前の放射性物質検査を実施していたが、検査結果を見間違えたまま直売所へ持ち込み、直売所も検査結果を確認せずに販売した。県は直売所に対し、放射性物質検査結果の確認体制を強化するよう指導した。

●平成26年8月12日

厚生労働省の買上検査（直売所）の結果、ちちたけから基準値を超える放射性セシウム（110Bq/kg）が検出された。県の調査によると、直売所は採取者の住所・連絡先を把握しておらず、産地が特定できない状況。採取者は産地を表示しておらず、販売事業者も確認を全くしていなかった。県の対応として、直売所に対し、放射性物質検査結果の確認や産地表示の徹底を説明会、巡回により指導した。

○平成26年5月29日

厚生労働省の買上検査（直売所）の結果、こしあぶらから基準値を超える放射性セシウム（130Bq/kg）が検出された。県の調査によると、産地は当該県ではなく隣接県であることが判明したが、採取者は産地を表示しておらず、販売事業者も確認が十分ではなかった。また、出荷前の自主検査では超過していなかった。県の対応として、野生の山菜類等を販売する場合は、産地表示の徹底や出荷中も含め放射性物質検査を実施することを指導した。

○平成26年4月25日

厚生労働省の買上検査（直売所）の結果、こしあぶら及びたらのめから基準値を超える放射性セシウム（こしあぶら 400Bq/kg、たらのめ 190Bq/kg）が検出された。県の調査によると、1件はモニタリング検査を実施せずに販売されていたこと、もう1件はモニタリング検査では不検出であったが、その後のモニタリング検査で基準値超過が検出された。県の対応として、出荷前の放射性物質検査の徹底や出荷制限品目の周知を指導した。

○平成26年4月21日

たけのこが出荷自粛要請されている区域のスーパーマーケットにおいて、1生産者が当該区域産のたけのこを販売していたことが市民の通報により判明。自主回収を指示し、販売されていたたけのこの放射性物質検査を実施したところ、基準値以下であった。また、この生産者は生産者台帳に記載されていなかった。県の対応として、出荷自粛要請中であることの周知と生産情報の把握に努めることとした。

○平成26年4月17日

厚生労働省の買上検査（直売所）の結果、原木しいたけから基準値を超える放射性セシウムが3件（120Bq/kg、130Bq/kg、140Bq/kg）検出された。県の調査によると、3件のうち2件は、「露地栽培」と表示すべきところ、「施設栽培」と表示して販売していた（出荷制限指示区域ではない）。また、原因究明のため原木検査を実施したところ、1ロットについて指標値を超過したが、ほかの複数ロットについては指標値を超過しなかった。県の対応として、ほだ木と原木しいたけの検査を強化することとした。

○平成26年1月9日

原木しいたけが出荷制限されている区域の直売所において、2名の生産者が当該区域産の原木しいたけを販売していたことが市民の通報により判明。自主回収を指示し、販売されていたしいたけの放射性物質検査を実施したところ、基準値以下であった。また、2名の生産者は生産者台帳に記載されていなかった。県の対応として、出荷制限中であることの周知と生産情報の把握に努めることとした。

○平成25年12月12日

厚生労働省の買上検査（直売所）の結果、原木しいたけから基準値を超える放射性セシウム（110Bq/kg）が検出された。県が市町村内の生産者2名のきのこほだ木の放射性物質検査を実施したところ、きのこは基準値超過はなかったものの、ほだ木が基準値を超過した。県の対応として、当該市町村に対して出荷自粛の要請を行うとともに、ほだ木の検査を徹底することとした（現在も自粛中）。

○平成25年10月25日

厚生労働省の買上検査（直売所）の結果、野生のなめこから基準値を超える放射性セシウム（590Bq/kg）が検出された。県の調査によると、産地が出荷制限指示区域であることが判明したが、採取者及び直売所の従業員はそのことを知らなかった。県の対応として、文書、会議、広報等による出荷制限区域の周知と直売所の巡回指導を実施した。